経済産業省

製造業における
特定技能外国人材の受入れについて

- 素形材産業
- 産業機械製造業
- 電気・電子情報関連産業

2021年1月

経済産業省

製造分野特定技能1号評価試験の位置付け

<table>
<tr><th rowspan="2">分野</th><th>1　人手不足状況</th><th colspan="2">2　人材基準</th><th colspan="3">3　その他重要事項</th></tr>
<tr><th>見込み数（５年間の最大数）</th><th>技能試験</th><th>日本語試験</th><th>従事する仕事（主なもの）</th><th>受入れ機関等へ特に課す条件等</th><th>雇用形態</th></tr>
<tr><td>素形材産業</td><td>21,500人</td><td rowspan="3">製造分野特定技能1号評価試験【新設】</td><td rowspan="3">①国際交流基金日本語基礎テストもしくは②日本語能力試験（Ｎ４以上）</td><td>鋳造，鍛造，金属プレス等</td><td rowspan="3">「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」に参加し，情報の把握・分析等に協力すること　等</td><td rowspan="3">直接</td></tr>
<tr><td>産業機械製造業</td><td>5,250人</td><td>金属プレス，溶接，プラスチック成形等</td></tr>
<tr><td>電気・電子情報関連産業</td><td>4,700人</td><td>電子機器組立て，プラスチック成形，溶接等</td></tr>
</table>

（※）技能実習２号を良好に修了した者については、必要な技能と日本語能力の各水準を満たしているものとして、技能試験及び日本語能力試験が免除となります。【政府基本方針】

（参考）外国人材の受入れに向けて製造業の3業種における「分野別運用方針」（閣議決定）
http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181225011/20181225011.html

製造３分野の受入れ産業分類（日本標準産業分類にもとづく）

素形材産業	
2194	鋳型製造業（中子を含む）
225	鉄素形材製造業
235	非鉄金属素形材製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
245	金属素形材製品製造業
2465	金属熱処理業
2534	工業窯炉製造業
2592	弁・同附属品製造業
2651	鋳造装置製造業
2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）
3295	工業用模型製造業

産業機械製造業	
2422	機械刃物製造業
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
25	はん用機械器具製造業（ただし、2591消火器具・消火装置製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
26	生産用機械器具製造業（ただし、素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
270	管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）
271	事務用機械器具製造業
272	サービス用・娯楽用機械器具製造業
273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
275	光学機械器具・レンズ製造業

電気・電子情報関連産業	
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業（ただし、2922 内燃機関電装品製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
30	情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類は、経済産業省HP「特定技能外国人制度（製造3分野）」ページ内の「参考リンク」に直接リンクがあります。
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html

（参考）特定技能外国人受入れに関する運用要領及び特定分野に係る要領別冊（告示に関するガイドライン）（法務省）
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html

特定技能１号（製造３分野）の対象業務区分一覧とそれに対応する技能実習２号移行対象職種

対象：特定技能外国人材			対象：受入れ事業所		
特定技能１号対象 業務区分	技能実習２号移行対象		受入れ可能な事業所の産業分野		
	職種名	作業名	素形材産業	産業機械製造業	電気・電子情報関連産業
鋳造	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	〇	〇	－
		非鉄金属鋳物鋳造			
鍛造	鍛造	ハンマ型鍛造	〇	〇	－
		プレス型鍛造			
ダイカスト	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	〇	〇	－
		コールドチャンバダイカスト			
機械加工	機械加工	普通旋盤	〇	〇	〇
		フライス盤			
		数値制御旋盤			
		マシニングセンタ			
金属プレス加工	金属プレス加工	金属プレス	〇	〇	〇
鉄工	鉄工	構造物鉄工	－	〇	－
工場板金	工場板金	機械板金	〇	〇	〇
めっき	めっき	電気めっき	〇	〇	〇
		溶融亜鉛めっき			
アルミニウム陽極酸化処理	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	〇	－	－
仕上げ	仕上げ	治工具仕上げ	〇	〇	〇
		金型仕上げ			
		機械組立仕上げ			
機械検査	機械検査	機械検査	〇	〇	－
機械保全	機械保全	機械系保全	〇	〇	〇
電子機器組立て	電子機器組立て	電子機器組立て	－	〇	〇
電気機器組立て	電気機器組立て	回転電機組立て	－	〇	〇
		変圧器組立て			
		配電盤・制御盤組立て			
		開閉制御器具組立て			
		回転電機巻線製作			
プリント配線板製造	プリント配線板製造	プリント配線板設計	－	〇	〇
		プリント配線板製造			
プラスチック成形	プラスチック成形	圧縮成形	－	〇	〇
		射出成形			
		インフレーション成形			
		ブロー成形			
塗装	塗装	建築塗装	〇	〇	〇
		金属塗装			
		鋼橋塗装			
		噴霧塗装			
溶接	溶接	手溶接	〇	〇	〇
		半自動溶接			
工業包装	工業包装	工業包装	－	〇	〇

（鋳造：素形材産業 ⇔ 産業機械製造業）この範囲に限り転職可能

特定技能外国人を受け入れるには（技能実習からの移行）

特定技能外国人を受入れる事業場（製造ライン）の売上は
製造３分野に掲げられた日本標準産業分類にあてはまるか？
※製造３分野に該当する製品を製造する業務にのみ従事することが可能です。

Yes

特定技能外国人が行う作業内容は対象業務か？

Yes

技能実習２号修了生（国内、国外）と特定技能雇用契約を締結

自社が支援計画の適正な実施を確保するための基準を満たしているか？

Yes

自社で支援

※登録支援機関に支援業務を一部委託することも可能

No

「登録支援機関」に支援業務を委託

在留資格（特定技能１号）の申請

※申請に合わせて経済産業省の組織する協議会（製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会）に参加
（特定技能外国人を受け入れる企業は参加必須）

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会：外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、
優良事例の周知、課題の把握並びに対応方策の検討等を行う。

特定技能外国人を受け入れるには（試験ルート）（1/2）

日本語試験 「①国際交流基金日本語基礎テスト もしくは②日本語能力試験（Ｎ４以上）」

＋

技能試験　「製造分野特定技能1号評価試験」

〇試験区分：19試験区分　（鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装）

※レベルは技能検定3級相当（技能実習2号修了相当）

〇実施場所：18試験区分（溶接除く）は東京都・愛知県・大阪府を予定
溶接区分は福岡県・広島県

〇試験日　：溶接を除く18試験区分は2021年2月末～3月を予定。
溶接は1月15日（福岡県）／1月21日（広島県）

＊新型コロナウイルス感染症の状況次第では変更の可能性あり。

↓

- 特定技能外国人を受入れる事業場（製造ライン）の売上は、製造３分野に掲げられた日本標準産業分類にあてはまるか？

  ※製造３分野に該当する製品を製造する業務にのみ従事することが可能です。

- 特定技能外国人が行う業務と試験合格区分が対象業務と一致しているか？

↓ Yes

試験の合格者（日本語、技能）と特定技能雇用契約の締結

↓

特定技能外国人を受け入れるには（試験ルート）（2/2）

※前頁より

- 自社が支援計画の適正な実施を確保するための基準を満たしているか？

Yes

自社で支援

※登録支援機関に支援業務を一部委託することも可能

No

「登録支援機関」に支援業務を委託

在留資格（特定技能１号）の申請

申請に合わせて経済産業省の組織する協議会（製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会）に加入する。（特定技能外国人を受け入れる企業は加入必須）

※　製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会では、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、優良事例の周知、課題の把握並びに対応方策の検討等を行います。

製造分野特定技能1号評価試験（2021年1月以降）の実施概要①

● 製造分野特定技能1号評価試験は、以下の通り実施を予定しております。（1/2）

試験区分	■ 18業務区分（溶接以外） 鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、工業包装	■ 溶接
試験場所	■ ポータルサイトにて、試験日時・場所が確定し次第、更新 https://www.sswm.go.jp/exam_f/	■ 福岡県(九州地区溶接技術検定委員会) ■ 広島県(中国地区溶接技術検定委員会)
試験日（2021年）	■ 2021年2月末～3月を予定 **＊新型コロナウイルス感染症の状況次第では変更の可能性あり**	■ 1月15日（金）（福岡県） ■ 1月21日（木）（広島県） **＊申込は終了しております。**
試験時間	■ 学科 60 分、実技 60 分	■ 学科 60 分、実技 60～90 分
定員	■ 各試験区分について、各受験会場 20 名	■ 各受験会場 20 名
試験の実施方式	■ ペーパー試験 or CBT試験（学科、実技）	■ ペーパー試験 or CBT試験（学科） ■ 製作等作業（実技）
合否の基準	■ 学科試験：正答率65%以上 ■ 実技試験：正答率60%以上	■ 学科試験：正答率65%以上 ■ 実技試験：手溶接作業はJIS Z 3801 、半自動溶接作業はJIS Z 3841にもとづいて判定

製造分野特定技能1号評価試験（2021年1月以降）の実施概要②

- 製造分野特定技能1号評価試験は、以下の通り実施を予定しております。（2/2）

言語	■ 日本語
試験水準	■ 特定技能１号の試験免除となる技能実習２号修了者が受験する技能検定３級試験程度を基準とする ＊ポータルサイトにサンプル問題も掲載しております。 ※ 左記ページ内の下部にある「サンプル問題」を参照
受験資格	■ 原則として、試験日当日において、満17歳以上の外国人とし、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者とする
申込	■ ポータルサイト（https://sswm-e.go.jp/form/inquiry/）にて、申込受付
受験料・合格証明書発行手数料	全業務区分（溶接含む） ■ 受験料：2,000円 ※合格証明書発行手数料については、当面の間は徴収いたしません。
合否の通知方法	■ 試験実施機関（株式会社サーティファイ）から、試験後３ヶ月以内に、受験者全員に結果通知をEメールで送付する

製造分野特定技能1号評価試験の試験内容（学科試験）

- 問題文の内容が正しい（〇）、間違い（×）を選ぶ問題です。
- 詳細は、下記ポータルサイトのURLより、サンプル問題をご参照ください。
  （リンク：https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination.html）

学科試験（溶接を除く18業務区分）イメージ

問題 I　下図の寸法表示（↔）は配線パターンの間隔を示している。

I

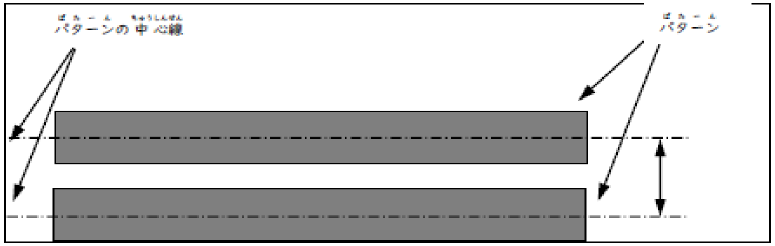

正答　×

プリント配線板製造部門　サンプル問題

問題 I　次に示すゆず肌は、乾燥の速い塗料ほど生じやすい。

I

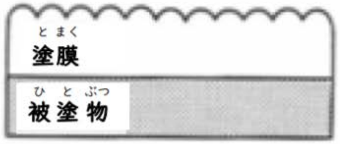

正答　○

塗装部門　サンプル問題

製造分野特定技能1号評価試験の試験内容（実技試験）

- 溶接を除く18業務区分は、実際の材料や作業に関連する内容を読んで、正しい答えを選ぶ試験です。
- 溶接は、試験官の指示に沿って、作業を行う試験となります。

実技試験（溶接を除く18職種）のイメージ	実技試験（溶接）の様子

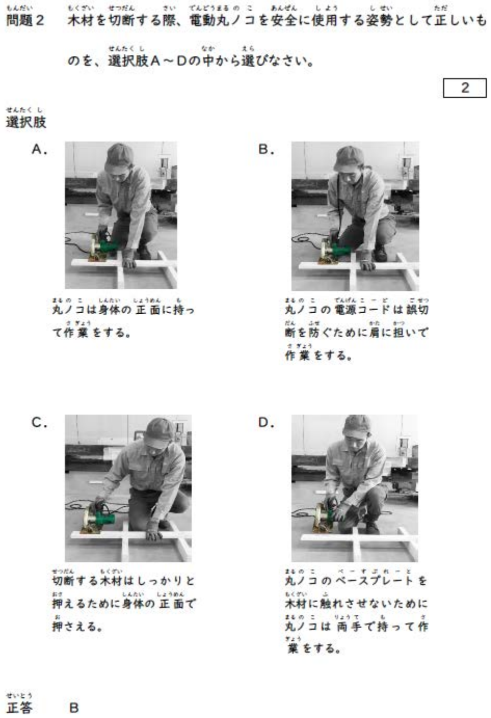
問題２　木材を切断する際、電動丸ノコを安全に使用する姿勢として正しいものを、選択肢A～Dの中から選びなさい。

2

選択肢

A. 丸ノコは身体の正面に持って作業をする。

B. 丸ノコの電源コードは誤切断を防ぐために肩に担いで作業をする。

C. 切断する木材はしっかりと押えるために身体の正面で押さえる。

D. 丸ノコのベースプレートを木材に触れさせないために丸ノコは両手で持って作業をする。

正答　B

工業包装部門　サンプル問題

（参考）日本語試験の受験について

- 日本語試験については、以下より、別途受験してください。
- ただし、技能実習2号を良好に修了している場合は、日本語試験は免除されます。

日本語水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力
試験 （右記いずれか）	① 国際交流基金 日本語基礎テストの合格 https://www.jpf.go.jp/jft-basic/index.html ②日本語能力試験 N4以上の取得　https://www.jlpt.jp/ ※ 上記以外の日本語能力を測る試験に合格していても、特定技能外国人制度が求める日本語能力の証明には利用できません。
免除される場合	ただし、製造3分野やそれ以外の職種・作業で、技能実習2号を良好に修了している場合は、日本語試験は免除されます。

（参考）試験合格後の手続きについて

- 試験合格者と受入れ機関で、雇用契約が結ばれることが決定した後、「合格証明書」の発行申請をしていただき、受入れ機関宛てに合格証明書を送付いたします。
- 合格証明書の発行手続き等については、ポータルサイトをご参照ください。

  https://sswm-e.go.jp/form/certification/

入力必須項目

- 申請者名
- 住所または送付先名
  (申請者と異なる場合)
- 連絡先電話番号
- 連絡先メールアドレス
- 受験地、受験験者氏名、受験者生年月日
- 本人確認書類送付予定日

（参考）協議・連絡会の入会手続きの変更について

受入れの予見性を高める観点から、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に入会した後に出入国在留管理庁の手続きに進む運用に変更するための対応を進めております。

<現行>

- 初めて特定技能外国人材を受け入れる場合には、<u>特定技能外国人材の受入れた日から4月以内に協議・連絡会への入会が必要。</u>

（課題）

- 協議・連絡会の入会手続き時に、入管庁に申請した特定産業分野と事業内容の適合性が確認できず、協議・連絡会の入会要件を満たさない事例が発生。
- 特定技能外国人材制度の安定的な運用に支障がでている。

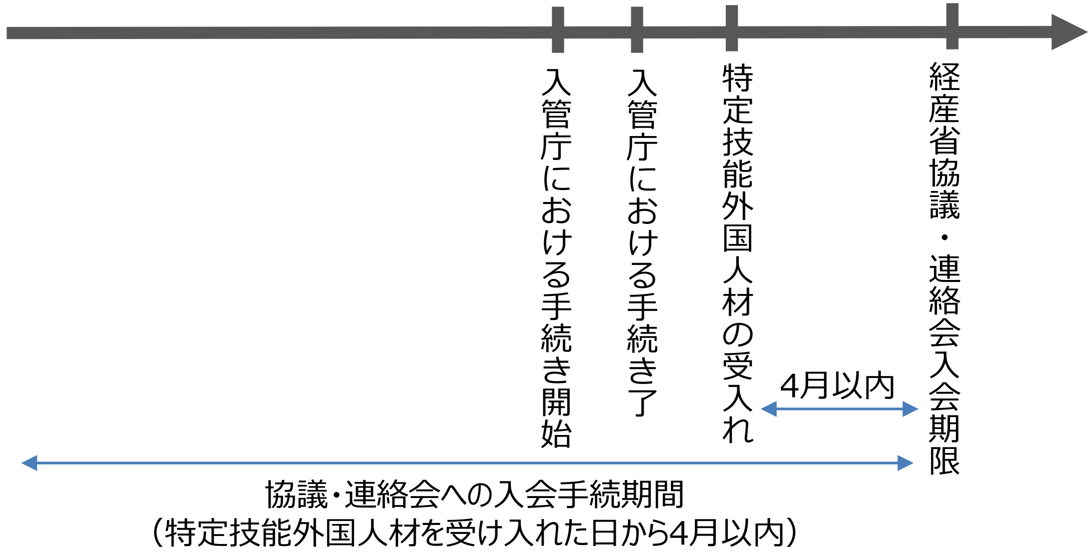

<変更後>

- **<u>入管庁における手続きの前に、協議・連絡会への入会が必要。</u>**
- 入管庁における手続き前に、特定産業分野と事業内容の適合性を事前に確認できるため、より確実な特定技能外国人材の受入れが可能。

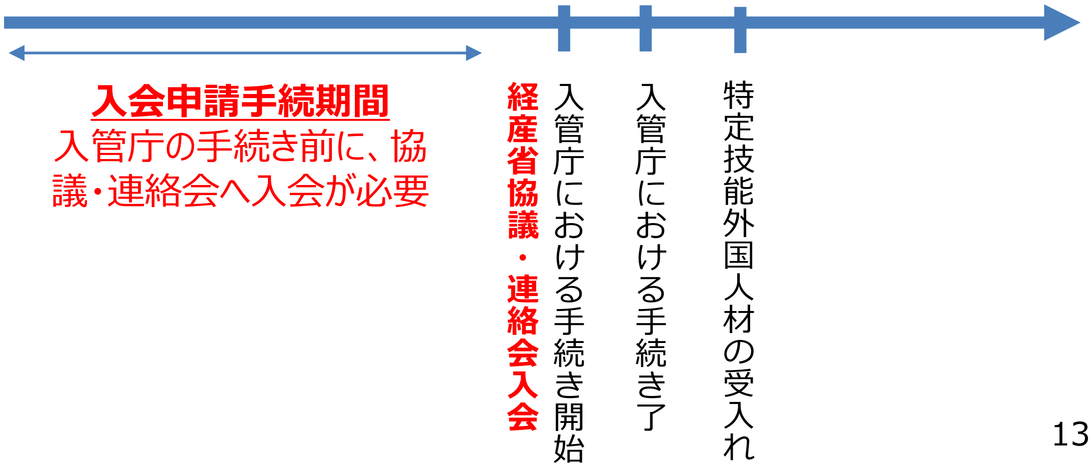

MUFG　三菱UFJリサーチ&コンサルティング

【オンラインセミナー】　経済産業省委託「製造業における外国人材受入れ支援事業」

製造業における特定技能外国人材受入れセミナー［受入れ企業の登壇あり］

【対象者】 新たな在留資格「特定技能」での外国人の受入れに関心をお持ちの中小企業・団体様 等

開催日時	2021年2月3日（水）~2021年3月3日（水） 13:00～14:55	定員	各回 定員80名（定員になり次第、締め切らせていただきます）
実施方法・回数	オンラインセミナー・全6回	参加費	無料

セミナー概要

2019年４月１日、改正出入国管理及び難民認定法が施行され、新たな在留資格として「特定技能」が創設されました。

製造業においては、（1）素形材産業、（2）産業機械製造業、（3）電気・電子情報関連産業の3分野が、在留資格「特定技能１号」の受入れ対象分野となっております。

本セミナーでは、制度概要や評価試験に関するご説明のほか、実際に特定技能外国人を受け入れている企業の事例を、新たにご紹介いたします。

特定技能外国人の受入れを検討されている中小企業・団体様など、積極的なご参加をお待ちしております。

プログラム（予定・各回共通）

時間	次第	登壇者
13:00	1. 挨拶	経済産業省
13:05～13:35 （30分）	2. 製造業における特定技能外国人材に係る制度概要・評価試験等について	経済産業省
13:35～13:55 （20分）	3. 製造業における特定技能外国人受入れ事例について	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング
	休憩（5分）	
14:00～14:30 （30分）	4. 特定技能外国人受入れ企業による事例紹介	特定技能外国人を受け入れている企業 ㈱真岡製作所・㈱くまさんメディクス・三正工業㈱・㈱府中テンパール　のうち、各回1社
14:30～14:55 （25分）	5. 質疑応答 （事前に寄せられた質問、当日ご参加者の質問等への回答）	経済産業省（出入国在留管理庁）・特定技能外国人を受け入れている企業 他

※セミナー中は、随時、チャットにて講師への質問を承り、「5.質疑応答」にできる限り回答いたします。
ただし、時間の都合により、類似するご質問等は、割愛させていただく場合があります。お急ぎの場合は、当チラシ裏面下部の相談窓口まで、お気軽にお問い合わせください。

※プログラムに関するご案内

- 「5. 質疑応答」は各回とも事例紹介企業が生登壇いたします。
- また、2月3日（水）の回は、出入国在留管理庁担当者も質疑応答に登壇いたします。

セミナー日程 および 事例紹介企業

	㈱真岡製作所（素形材産業）	㈱くまさんメディクス（産業機械製造業）	三正工業㈱（産業機械製造業）	㈱府中テンパール（電気・電子情報関連産業）
第1回（2月 3日（水））				○
第2回（2月10日（水））				○
第3回（2月12日（金））			○	
第4回（2月17日（水））		○		
第5回（2月19日（金））	○			
第6回（3月 3日（水））	○			

オンラインセミナーの受講について

- パソコン、タブレットの画面を通して、インターネット経由でセミナーを受講する形式です。
- 本セミナーは、Webex で実施いたします（利用には一切料金はかかりません（通信費除））。
- 事前に専用アプリのインストールと、簡単な接続テストを行ってください。

※セキュリティ上の理由でアプリのインストールができない場合は、ブラウザ（Google Chrome推奨）でのご参加も可能です。
※セミナー参加方法（Webex専用アプリのインストール方法等含む）は、開催日の2営業日前を目途に、ご参加が確定いたしました皆様宛に、「招待メール」にて、詳細をご案内いたします。

PC・スマートフォン・タブレット端末	パソコン：Windows/Mac/Linux/Unix/Solaris モバイル端末：Android/iOS
インターネット環境	有線LANまたはWi-Fi接続を推奨 ※公衆・フリーWi-Fi、テザリングの利用は、接続が不安定になる場合があります
イヤホン	質疑応答で質問したい方は利用を推奨

お申し込み方法、ご準備いただくもの等については裏面をご覧ください。

お申し込みの流れ

お申し込み専用URL https://www.sswm.go.jp/seminar_j/detail_02.html

QRコード

※ 定員に到達次第、受付を締め切らせていただきますので、お早めにお申し込み下さい
※ 開催日の2営業日前までに招待メールが届かない場合や、変更・取り消しについては、下記の「当セミナー問合せ先」(seizou-gaikoku@murc.jp)までご連絡ください。

1. 申込フォームの表示
ページ内にある「**申込**」から
お申込みください

2. 申込フォーム入力・送信
申込みフォームの各項目を入力し、送信してください

3. 申込確認メールの受信
ご登録いただいた参加者1・2の方のアドレスに、申込確認メールが配信されます。

4. 招待メールの受信
開催日の2営業日前までに、ご登録いただいた参加者1・2の方のアドレスに、**招待メール**が配信されます。

招待メールをご参照の上、専用アプリのインストールと、接続テストを実施してください。
※セキュリティ上の理由でアプリのインストールができない場合は、ブラウザでの参加も可能です。（Google Chrome推奨）

・招待メールは、seizou-gaikoku@murc.jp からお送りします。
（万が一、招待メールが2営業日前までに確認できない場合は、上記メールアドレスへご連絡ください。）

5. 当　日
招待メールに記載されているURL、又はID・パスワードから視聴してください

視聴について

※詳細は、「招待メール（開催日の2営業日前までに配信）」でご案内

使用するシステム	①セミナーの視聴　：「 Webex 」(Cisco社)を利用 ②配布資料　：「 Google Drive 」を利用
円滑な視聴のために	①通信速度の確認（通信速度30Mbps以上を推奨） →当日利用される通信速度の確認は、こちら　から ②Webexのインストールおよび 接続テストの実施 「招待メール」にてご案内します。 ③資料ダウンロードについて 「招待メール」にてご案内します。（当日は画面投影をしますが、視聴環境により見えづらい場合があるため、予め資料のダウンロードを推奨）
当日	①当日はお早目の入室をお願いいたします。 当日は開始1時間前より Webex に入室可能です。操作が不安な方は、早目にアクセスしてください。 ②セミナー中は、随時、チャットにて講師への質問を承ります。 ※時間の都合により、類似するご質問については割愛させていただく場合があります。お急ぎの場合は、当チラシ下部の相談窓口まで、お気軽にお問い合わせください。

お申し込み・開催に際しての留意事項

- 反社会的勢力に該当すると認められる場合は、お申し込みを受付することができません
- 同業者の方はお申し込みをお断りさせていただく場合があります
- お申し込み多数の場合、ご参加人数の調整をお願いすることがございます
- 止むを得ない事情により、予告なくプログラムに変更が生じる場合がございます
- 録音、撮影、キャプチャ、スクリーンショットはご遠慮ください。
- 実施方法が変更となる場合があります。変更の際は、事前にお知らせいたします

個人情報の取り扱いについて

1. ご記入いただいた氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は、当社の「個人情報保護方針」(http://www.murc.jp/corporate/privacy/) 及び、「個人情報の取り扱いについて」(http://www.murc.jp/privacy/)に従って適切に取り扱います
2. お預かりした個人情報は、当社において、本セミナーの運営及び本セミナーに関するご連絡、今後のセミナー等のご案内、セミナー等企画の参考、コンサルティングのご紹介の目的に限って利用し、厳重に管理いたします
3. お預かりした個人情報は、本事業の委託者である経済産業省に対し、参加者名簿として提供する場合がございます。前記の場合及び法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません
4. お預かりした個人情報は、業務委託により当社以外の第三者にその取り扱いを委託する場合がございます。そうした場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います
5. 申込書の必須項目には必ずご記入ください。必須項目にご記入頂けない場合は、お申込みをお受けできない場合がございます。また、ご記入内容に不備がある場合は、改めて内容の確認をさせていただく場合がございます。なお、必須項目以外のご記入は任意ですが、できるだけご記入いただけますようお願い申しあげます
6. お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他の問い合わせにつきましては、下の「お問い合わせ先」までご連絡ください

たいせつにしますプライバシー 10821729

お問い合わせ先

当事業では、特定技能外国人材制度（製造3分野）ポータルサイト（https://www.sswm.go.jp/）のほか、中小企業向けの特定技能外国人相談窓口を設置しております。ぜひご活用ください。 また、お問い合わせ内容に応じて、以下の窓口までご連絡ください。

①	当セミナーの実施・運営について	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社　政策研究事業本部　経済政策部 E-mail : seizou-gaikoku@murc.jp
②	中小企業向けご相談窓口 （制度全般について）	中小企業向け製造業特定技能外国人相談窓口（株式会社JTB内） TEL：03-5909-8762　または、03-5909-8746　E-mail：seizou-gaikokujin@jtb.com
③	製造分野特定技能1号評価試験について	製造分野特定技能1号評価試験窓口（株式会社サーティファイ内） E-mail：tokuteiginou-seizou-shiken@certify.jp